

## 会議録（平成28年度第1回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成28年7月19日（火） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県自治センター 第602会議室
- 3 出席者  
（委員）魚住委員、大橋委員、千家委員、中村委員、前田委員、水谷委員、  
山崎委員  
（県建設部）山田建設部技監、建設企画課主幹、道路建設課主幹、河川課主幹、  
砂防課長、港湾課主幹、公営住宅課長 他  
（県農林水産部）農林検査課 他
- 4 会議次第
  - (1)開会
  - (2)あいさつ
  - (3)議事
    - ① 平成28年度 事業評価監視委員会の予定について
    - ② 平成28年度 審議対象とする事業及び抽出方法等について
    - ③ 第2回委員会 審議対象事業の抽出について
    - ④ 対象事業の審議
      - 【事前評価】公営住宅等整備事業
      - 【再評価】公営住宅等整備事業、砂防等事業
      - 【事後評価】砂防等事業、漁港漁場事業
    - ⑤ 河川整備計画の報告について
    - ⑥ 道路・街路事業の事業評価マニュアルの改訂について
    - ⑦ その他
  - (4)閉会

### 1 平成28年度 事業評価監視委員会の予定について

事務局より委員会の予定の説明を行い、了承された。

### 2 平成28年度 審議対象とする事業及び抽出方法等について

事務局より委員会規約第2条(3)で定める抽出審議について、その具体の取扱いについて提案し、了承された。

### 3 第2回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第2回の対象事業は、「事前評価」が公営住宅等整備事業の2件、「再評価」が公営住宅等整備事業6件と、街路事業4件、連続立体交差事業1件の計11件、「事後評価」が街路事業の2件で、合計15件である。

「事前評価」を優先し、西春住宅、初吹住宅を抽出する。

「再評価」は、事業種別のバランスを考慮して、公営住宅等整備事業、街路事業、連続立体交差事業のそれぞれから抽出する。公営住宅等整備事業では、6事業のうち、1番から5番の5事業について、建替前の入居者の再入居が確保できたことを踏まえて、住宅棟の建設を削除する事業計画の変更を行う同様の事業のため、5事業の説明を一括して求める。なお、6番の清水住宅は、事業計画の変更を伴わず事業が進んでいるため、抽出しない。街路事業では、7番の瀬戸大府東海線が、事業の進捗率が最も低く、過去に審議がされていないため抽出する。8番の伏見町線と10番の西今宿東条線は、同じく審議がされておらず、事業着手時期がそれぞれ平成4年度、平成7年度と、これまで事業が長期間に及んでおり、今回の評価において、それぞれ5年及び、4年の事業期間の延伸を予定しているため抽出する。9番の名古屋津島線は、事業が進んできており、平成23年度に一度、審議済みであるため、抽出しない。また、連続立体交差事業は、1事業であり、事業規模が大きく進捗率も低いため、知立駅付近の名古屋鉄道名古屋本線を抽出する。

「事後評価」の2事業については、投資効果の発現状況、過去の審議状況に差はないため、当初の予定に比べて、事業費や事業期間の変化が大きく、今後の同種事業に反映すべき事項がある2番の一宮春日井線を抽出する。

以上、「事前評価」から2件、「再評価」から1番から5番の一括審議を含め5件、「事後評価」から1件について抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

## 4 対象事業の審議

### 【事前評価の審議】

#### (1) 公営住宅等整備事業

##### ①公営住宅等整備事業の費用対効果の算出方法について

公営住宅課から説明。

[委員] 費用対効果分析に用いる社会的割引率4%は、今の時代に合っているのか。

[県] 平成11年の公共住宅事業者等連絡協議会による、「公営住宅整備事業の新規事業採択時の評価手法」により、割引率4%となっており、平成21年の公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針においても4%と書かれている。

[委員] 現在はマイナス金利の時代であり、4%は世間一般からは、かけ離れているように感じる。

[委員] 公営住宅整備等事業に限らないことであるため、事務局の見解はどうか。

[事務局] B/C算定には一般的に4%が採用されている。今後国による改定の動きがあれば情報提供する。

[委員] 全事業に関わることであるため、今後も確認等お願いしたい。

[委員] 建替を前提とした算定式であるが、従前・従後の家賃が分かるのに、何故便益の算定において、近傍同種家賃を用いるのか。

[県] 指針では、入居者の支払う家賃や、国からの家賃対策補助減免等については、結果として建設費をまかなうために起こした地方債の償還や維持管理費に費やされるものであることから、建設費や維持管理費が計上されていれば、あらためて費用として計上する必要は無いとされている。家賃が費用の中にも計上されているという考えで便益の算定方法が定められている。従って、従後の家賃は、費用の方に計上すべきものという考えである。

[委員] 便益は実際の家賃収入ではなく、民間が貸した時にどれだけの収益が得られるかということによいか。

[県] 入居者が受ける便益を民間の家賃である近傍同種家賃として算定している。

[委員] 費用と便益の主体は誰になるか。

[県] 主体は共に事業主体であるが、入居者が受ける便益と、事業主体の便益が等しいと解釈している。

[委員] 他県でも同様の扱いか。

[県] 全国的にこの手法である。

[委員] 近傍同種家賃は、近隣の民間に入居した場合に払わないといけない家賃で、そこから差し引きしているのは、実際の入居者の負担増分でよいか。

[県] そのとおりで、便益の計算においては、入居者から見た場合に、建替により負担増となる分を控除している。

[結論] 算出方法については了承するが、理解しやすいように資料作成の工夫が必要である。

## ②公営住宅等整備事業：平針住宅9街区の審議

公営住宅課から説明。

[委員] スライドP.6の、家賃による便益がまとめて59.1億となっているが、近傍同種家賃、従前、従後家賃、及び駐車場料の内訳を知りたい。

[県] 便益の内訳については、近傍同種家賃が89,000円、従後家賃が38,000円、従前家賃を22,600円としており、これに戸数を乗じて便益を算出している。

[委員] 従前の家賃22,600円が38,000円になり、15,000円ほど値上げとなる。家賃の値上げについて、入居者の合意が得られているのか。

[県] 事前説明会では概算家賃を提示しており、了解されていると理解している。

[委員] 駐車場料・台数はどうか。

[県] 近傍同種の駐車場料は5,400円、従後の駐車場料として5,100円。従前駐車場料は徴収していないため0円である。台数は306戸分である。

[委員] 生活困窮者を対象とした事業で、15,000円の値上げ、5,000円の駐車場料が認められる事に矛盾を感じる。幅のある家賃の中で、一つの値で費用対効果を算出する方法はどのようなのか。

[県] 平針住宅でも、家賃は28,800円から7~8万円と幅がある。さらには減免措置として、建替による増額分は5年間で段階的に上げていく制度、低額所得者には家賃を50%減免する制度がある。従って、低額所得者では、半額の14,400円の家賃となる。

費用対効果算出にあたり、従前従後の差については、大きい側の15,000円を用いて、安全側となるよう算出している。

[委員] 入居者によっては、値上げになる人、ならない人がいるということか。

[県] 必ず値上げにはなるが、5,000円から15,000円ぐらいまでの幅がある。

[委員] その差を（便益算定には）どう扱っているのか。

[県] 差が大きい値を用いて、便益が過大にならないようにしている。

[委員] 具体的な数値を用いて説明された方が分かりやすい。

[委員] 建物の高層化によるデメリットについては検討されているのか。災害時や高齢者配慮についてはどうか。

また、林業の振興、建設部門による木材利用といった、木材利用促進の循環を目指す中で、検討はされているのか。

[県] 県の整備方針としては、駐車場確保と土地の高度利用を目指すために、高層化を図ることとしている。コスト面でも高層化の方が優位である。集約化も踏まえ高度利用することで、事業費削減を優先させている。

地域材利用については、基本方針にあるように低層については木造化しており、それができない場合は内装の木質化を図っている。平針住宅では、平屋建ての集会場については、木造で計画している。

[委員] 建替により戸数が減る理由はなにか。便益算定の年数は何年か。その間の家賃の総額はいくらか程になるか。

[県] 戸数の減少については、駐車場確保や法規制等により戸数が確保できないことと、従前入居者分の戸数の確保の観点で精査した結果である。

便益算定の年数は財務省令の耐用年数の 47 年を採用している。  
家賃の総額は、県営住宅全体の平均家賃で代用し計算すると、平均家賃が 23,226 円で、戸数と 47 年を掛けると、約 40 億と試算される。

[委員] 近傍同種の算定方法はどのようなか。

[県] 近傍同種家賃の算定は、公営住宅法で定められており、建物の価格に利回りを考慮し、それに償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、空家等引当金、公課を加算している。

近隣同種の駐車場料については、定めがないため、近隣の民間の駐車場料を参考にしている。

[委員] 評価における社会的割引率は 4 %とされているが、現状にあった割引率 1 %でシミュレーションをして欲しい。

[結論] 平針住宅 9 街区については、説明資料が一部不足しているため、継続審議とし、次回再説明を行うこととする。

## 【再評価の審議】

### (2) 公営住宅等整備事業

#### ①公営住宅等整備事業：猪子石住宅の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 工事費が減少しているが、どういったところで減少したのか。また、事業期間である平成 36 年という先まで工事費の予測が出来るのか。

[県] 工事費の減少は実際にかかった工事費の積上げをしたところ、結果的に減少していたことによる。平成 24 年より前では請負率が 80%を切るような状況であった。将来の建設単価については、28 年度の標準建設費の単価と設定している。

[委員] 費用対効果が 1.05 と非常にきわどい数字であるが、建設費の変化で事業が成り立たなくなるのではないか。工事費が減少するのは、全国的な傾向か。

[県] 請負率を見ると、平成 21, 22 年あたりでは極端に下がっており、猪子石住宅の建設時期が、この時期に当てはまっていることが減少の原因と考えてい

る。小さな住戸を造るなど工事費の削減を考えて、事業を進めていく。

[委員] 他団地の集約化に伴う他団地からの移転先予定とあるが、他団地とはどこか。いつごろ、どれくらいの規模を見込んでいるか。

[県] 例えば、平針住宅の場合では、9街区の次に、11、12街区の建替事業を検討することになり、9街区に入居する戸数を考慮しても整備が必要で、残りを猪子石住宅に新たに建設する住棟でまかなう等、別途確保できれば11、12街区に新たに県営住宅を建設する必要はなくなるということもある。

[委員] 県の施策として、他の団地を縮小する代わりに、猪子石住宅で集約したいという理解でよいか。

[県] そのとおりである。

[結論] 猪子石住宅については、対応方針（案）について了承する。

### **(3) 砂防等整備事業**

#### **①砂防等整備事業：成瀬区域の審議**

砂防課から説明。

[委員] 5工区7工区の一部の地権者に用地買収を了承してもらえない状況についてだが、既に事業着手から10年以上経過している。10年経っても了承がもらえなかった話について、今回概ね了承がもらえると判断した根拠は何か。

[県] 1～3工区から順に着手しているため、未了承の地権者との交渉は事業期間の途中より行っている。このがけについては、がけ崩れから守られる方と、がけの土地所有者が異なっている。当初は土地所有者である買収未了承者に話し合いの場についてもらえない状況であったが、様々な方法で交渉を進め、ようやく話ができる状況になったことから買収が見込めるという判断に至った。

[委員] 話ができる状況になったことをもって了承がもらえるという理解で良いか。

[県] がけ下の方のために土地を売ることに對して理解がいただけないことから、

なかなか交渉の席についてもらえなかったが、話ができる状況に変わった。がけ下の人家を守ると共に、緊急輸送道路である国道 153 号が被災すると、地域経済活動に与える影響が大きいことから、県としてはなんとしても事業を進めなければならない。様々な方法で話ができる状況に持ち込めたため、この未了承者にはご負担をかけるが、何とか成果を上げたいと考えている。

[委員] 未了承者に対して法律上強制的に事業を進める方法はあるのか。

[県] 急傾斜地崩壊対策事業は土地収用法の対象事業となっている。ただし、本事業における法律の目的としては、人命を守ることにある。また、原則としてはがけの所有者、又は被害を受ける恐れのある方が工事をする事となっている。共にできない場合は県の事業として実施していくことになるが、収用法を適用することになると、全ての代替性の観点から、がけ下の方に移転していただく、又は一時避難をしていただくといった選択肢もある。このため適用するにはまだ課題が多いと考えている。

[結論] 成瀬区域の対応方針（案）について了承する。

## ②砂防等整備事業の費用対効果の算出方法について

砂防課から説明。

特に意見なし。

## ③砂防等整備事業：中村沢の審議

砂防課から説明。

[委員] 人家6戸に対して7億の事業費を投資することでよいか。国道151号は第2次緊急輸送道路とのことであるが、それが通行止めになるとどのような被害が起こる可能性があるのか。

[県] 緊急輸送道路というのは、災害等の緊急時に県外からの応援部隊若しくは物資の輸送を円滑にするために予め警察や道路管理者と協議して定めているものである。万が一通行止めになれば、緊急救助隊の通行や物資の輸送等、防災活動全般にわたり被害が生ずる恐れがある。



[委員] 人家6戸が4戸になれば、例えば法律の適用可否など、何かかわるのか。

[県] 交付金事業としての採択要件には関わらないが、便益が下がる結果となる。中村沢の場合はB/Cが現状で1.9ほどあるので、4戸になってもB/Cは1を切らないと思われる。

[委員] 人家6戸というのは、長年に渡って6戸を想定しているのか。一人暮らしのご高齢の方は10年20年たてば転居したり亡くなられたりで人家数が減るかもしれないが、世帯別の人数・年齢等を勘案して将来の戸数を想定しているのか。

[県] 住まい続けられるという前提で便益を出している。

[委員] そうするとB/Cの数字は大きく変わってこないか。

[県] 大きく変わった場合、事後評価の段階で再度B/Cを見直すこととなる。

[委員] 事後評価時は予算を投入した後の話である。人口が増えないことがある程度見込まれる地域に対して、保全される道路が大切というならまだしも、7億の事業費を投資するというのは疑問がある。委員として発言しておく。

[委員] 事業費7.35億円という数字があるが、評価調書3ページ目の表を見ると、5.6億円になっている。計算をした結果がこうなっているとは思いますが、県民に公表することを考えると現在の記述ではわかりづらいので、調書としては何らかの記載が必要。

[県] 再評価調書（案）を修正する。

[委員] 事業採択時と再評価時で堰堤1基あたりの事業費が変化している。なぜ変わっているのか。

[県] 1号堰堤を下流にずらし1-1号堰堤としたことによるコンクリート増により5千万、1-2号堰堤の建設費で1億円、合計で1.5億増となった。また、事業採択時には仮設費を見込んでおらず、今回は仮設費0.95億を含めて事業費を算定している。

[委員] 1人の方の用地買収が難航したため今回計画を見直した結果、何億もの事業費が追加になっている。交渉でなんとかならないか。

[県] 用地難航者は宮崎県在住で、手紙と宮崎まで会いに行き、面会を行った結果、同意を得るのが著しく困難と判断し、計画変更を行わざるを得なかった。

[委員] 用地難航者はなぜ土地を売らないと聞いたのか。

[県] 自分の土地の大きさに対して買収面積が大きすぎるためである。特に沢筋の部分は協力できないとのことであった。今回の堰堤位置変更によりこの方の土地には1-1号堰堤はかからなくなった。

[委員] 一人の方の影響で1.5億の負担増になるというのは、県民の方がどう思うか大変気になる。

[県] 土地収用も法律上は砂防事業も対象となっているが、実態は代替性がないと言い切れないため、収用そのものをつけることは大変困難である。

[委員] 事業そのものをやめることは考えられないか。

[県] 砂防事業は安全な土地へ移転頂く事業ではなく、保全をするための事業である。住民の方が生活の営みをしている土地を保全することが重要と考えているので、やめるという考えは持ちえていない。

[委員] 同じお金を使うなら、もっと違う使い方があるのではないか。中村沢のように人家が将来的に減っていく可能性があるところというのは愛知県の中には多くあるのではないか。このような箇所に対し砂防事業を行っていくというのは、いいことなのか疑問に思う。

[委員] 県の政策に関わることで今回の事業だけで判断はできないと思われる。先ほどの意見は意見として受け止めてもらいたい。

[結論] 中村沢の対応方針（案）については、再評価調書を修正するという条件付きで了承する。

## 【事後評価の審議】

### （４）砂防等事業

#### ①砂防等事業：滝沢川の審議

砂防課から説明。

[委員] 説明資料中、③事業実施による環境の変化については、事後の写真のみ見せられても判断しにくいところがあるので、せめて事前若しくは工事中の写真と事後の写真を並べるなどした方がよい。もう一点、①達成状況については、現在まで災害が起こっていないため直接的な効果の確認は不可能とのことだが、これまでの整備箇所数や災害の発生数、災害発生箇所の施設の有無や施設効果発現状況など、何か資料があると砂防事業の価値がわかりやすくなるのではないか。

[県] 事業の効果や必要性を十分説明できるよう資料作成に留意していく。

[委員] 人家戸数は事後評価時には増えているのか。

[県] そのとおりである。

[委員] 事業採択時の人家戸数6戸から9戸に増えており、事業価値が一層高まったと考えられる。

[結論] 滝沢川の対応方針（案）について了承する。

## ②砂防等事業：洞ノ沢支川の審議

砂防課から説明。

特に意見なし

[結論] 洞ノ沢支川の対応方針（案）について了承する。

## （５）漁港漁場事業

### ①漁港漁場事業：赤羽根漁港の審議

港湾課から説明。

[委員] 防波堤を整備することにより、他の箇所で砂浜が減少していないか。

[県] 本事業による砂浜の減少はない。侵食を受けている海岸に浚渫した砂を撒き出しており、離岸堤の効果もあるが、撒きだしをきっかけとして海岸線（下流側）が回復している。

[結論] 赤羽根漁港の対応方針（案）について了承する。

## 5 河川整備計画の報告について

河川課から説明。

[委員] 河川事業で用いている「治水経済調査マニュアル」においても、右肩上がり  
を前提とした人口や割引率4%で計算していると思われるが、愛知県河川整  
備計画流域委員会において、人口の増減や割引率4%を見込むことの妥当性  
について質疑があったか。

[県] 愛知県河川整備計画流域委員会において、北浜川及び内海川のB/Cの内容に  
ついて説明しているが、それらについて委員から質疑は無かった。

[委員] 人口の増減についてはマニュアルではなく、便益を計算する際に考慮するか  
どうかである。

## 6 道路・街路事業の事業評価マニュアルの改訂について

道路建設課から説明。

[委員] このマニュアルは、愛知県独自で作られたものか。また、道路・街路事業以  
外の住宅とか河川事業についても同様のマニュアルがあるのか。

[県] 愛知県独自のマニュアルであり、貨幣価値化困難な部分について評価してい  
る。道路・街路事業以外には、同様のマニュアルはない。

[県] 公共事業の推進において、貨幣価値だけでは表現できない事業の重要性をど  
のようにアピールしていくかは大きな課題であり、一つの手法として道路・  
街路事業において当該マニュアルに基づいた取組を実施している。他の事業  
についても取り組む時があればご相談したい。

[委員] 国の方針に従いながらも、県独自の取組を進めていることは高く評価でき  
る。

[結論] 道路・街路事業の評価マニュアルの改訂について了承する。

以上